

○改正卸売市場法第13条に定める遵守事項（共通ルール）

項目	山梨食肉地方卸売市場業務規程
1 【第5項五号一】 売買取引の原則	(売買取引の方法) 第20条第2項 追加 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。
2 【第5項五号二】 差別的取扱いの禁止	(趣旨) 第1条第2項 追加 開設者は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買参人、その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。
3 【第5項五号三】 売買取引の方法	(売買取引の方法) 第20条第1項 改正 市場において行う卸売については、せり売または相対取引によらなければならない。ただし、入荷量、取引慣行等に照らし、せり売または相対取引以外の方法によることが適当と認められる場合で、卸売業者が卸売場に定価売り等による旨の表示をしたときは、相対売りまたは定価売り等の方法によることができる。 (「入札の方法以外の方法」を「相対取引以外の方法」に変更)
4 【第5項五号四】 売買取引の条件の公表	(売買取引条件の公表) 追加 第32条 卸売業者は、次に掲げる事項について、公表しなければならない。 (1) 営業日及び営業時間 (2) 取扱品目 (3) 生鮮食料品等の引き渡しの方法 (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し、出荷者または買参人が負担する費用の種類、内容及びその額 (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払い方法 (6) 嘉勵金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

	項目	山梨食肉地方卸売市場業務規程
5	【第5項五号五】 決済の確保	<p>(一) 決済の方法 (決済の種類、時期等) 改正 第40条 売買取引代金の決済の種類は、次のとおりにする。</p> <p>(1) 家畜の出荷者に対しては、出荷者とセンターが取り決めた方法により行うことを原則とするが、出荷者と特約のある場合は、その方法による。</p> <p>(二) 事業報告書の閲覧 (事業報告書の作成・閲覧) 追加 第62条 卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を当該事業年度経過後90日以内に作成しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の事業報告書の作成を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>(1)卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められ得る者から閲覧の申出がなされた場合</p> <p>(2)安定的な決済を確保する観点から会社の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合</p> <p>(3)同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合</p>
6	【第5項五号六】 売買取引の条件の公表	<p>(入荷数量等の公表) 第39条第3項 追加 センターは、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第31条の規定により、その条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を場内の見やすい場所に掲示するものとする。</p>